破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４９６号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目290番地プラスワン201、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿680番地１
破産者　鶴見　一成
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５０号
埼玉県新座市大和田１丁目22番23号　プレシアンス・マキ壱番館101号室
破産者　赤間　栄次
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２３号
さいたま市北区日進町１丁目642番地
破産者　福島　孝公
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７４号
埼玉県鴻巣市下忍3345番地９
破産者　五百旗頭徹
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９５号
埼玉県新座市野火止５丁目25番10号、旧住所埼玉県朝霞市三原３丁目１番28号　くろたけ荘２－Ａ
破産者　村田　亮二
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４６号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目６番５号　サンソシエ６Ａ
破産者　川島　五郎
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６４号
さいたま市北区本郷町208番地16
破産者　東　喜美子
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８１号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番11号　グリーンハイム102、旧住所埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス１―110
破産者　宮本　政和
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５５号
さいたま市西区三橋６丁目348番地、旧住所さいたま市西区プラザ23番３号
破産者　池田　孝夫
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
東京都杉並区井草２丁目25番８号　ＵＦＪ銀行井草寮、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市勝田本町18番３号
破産者　小野義太郎
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５４９号
茨城県水戸市見和３丁目1485番地の３　サーパス見和Ｉ番館403号
破産者　藤枝　正美
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
長崎県長崎市平山町355番地３　山口アパート102号
破産者　古田　正一
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
長崎県長崎市神ノ島町２丁目210番地
破産者　鳥邉　健二
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地29―Ｂ棟403号
破産者　本村　敏昭
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５９号
札幌市手稲区新発寒６条６丁目８番７号
破産者　藤田　真紀（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５５６号
札幌市中央区大通西８丁目２番地40　クレアシティ大通公園802号、開始決定時の住所札幌市北区北18条西６丁目２番38―305号
破産者　河合　純子
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６３０号
宮城県栗原市築館字照越大ケ原138番地１、開始決定時の住所仙台市宮城野区蒲生字南城道田５番地の93
破産者　高橋　賢一
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３７号
宮城県名取市増田３丁目９番53―402号　クレセント名取
破産者　五十嵐弘明
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係